

青森県報

第八百五十六号

令和六年
十二月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

- 令和六年中小企業等労働条件実態調査の実施……………
〔若者定着
還流促進課〕……………一
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の
辞退……………
〔生活習慣病
対策課〕……………二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………
〔同〕……………二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主
として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並
びに担当する診療科名の変更の届出……………
〔同〕……………二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退……………
〔同〕……………三
- 公 告
○農用地利用集積等促進計画の認可……………
〔構造政策課〕……………三
- 公 営 企 業
○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程
……………
〔病院
業務課〕……………四
- 正 誤
○令和六年十一月二十七日号外第六十八号選挙管理委員会中
……………
〔選挙管理
委員会
事務局〕……………五

告

示

青森県告示第六百四十九号

令和六年中小企業等労働条件実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査
条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和六年十二月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築の
ための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する民営企業・事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 事業所の現状（事業内容、労働者数、外国人労働者の受入状況、労働組合の
有無）

(二) 勤務制度・労働時間制度（勤務制度・労働時間制度の導入状況、非正規労働
者の正規化、労働時間の把握方法）

(三) 休暇制度（年間休日数、年次有給休暇及びその他の有給休暇制度）

(四) 育児休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の育児支援のた
めの制度）

(五) 子の看護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(六) 介護休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の介護支援のため
の制度）

(七) 介護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(八) 病気休業・病気休職制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(九) 人材確保に向けた取組

2 報告を求める基準となる期日は、令和六年十二月三十一日とする。

四 報告を求める者

県内に所在する民営企業・事業所から抽出した千者とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査並びにWeb上

での回答フォーム入力により回答するオンライン調査とする。
六 報告を求める期間
令和七年一月一日から同月三十一日までとする。

青森県告示第六百五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十五の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関がその指定を辞退したため、同法第十九条の十九第三号の規定により公示する。

令和六年十二月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	たなぶ調剤薬局
所 在 地	むつ市柳町一丁目九の五〇
指定辞退年月日	令和六・九・三〇

青森県告示第六百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和六年十二月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	ひろさき糖尿病・内科クリニック
所 在 地	〇弘前市大字城東北四丁目四の二
指定年月日	令和六・九・三〇

アイン薬局つがる店

つがる市富港町山里一の一

六・一〇・一

たなぶ調剤薬局

日本調剤 むつ薬局

むつ市柳町一丁目九の五〇

むつ市小川町一丁目三の一

六・二・七

青森県告示第六百五十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年十二月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	指定医	氏 名	名 称	所 在 地	担当する診療科名	変更年月日
変更前	難病指定医	畑中 亮	弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一	外科（呼吸器科）	令和二・四・一
変更後	難病指定医	安田 肇	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	内科、リハビリテーション科	五・四・一
変更前	難病指定医	安田 肇	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	内科	五・四・一
変更後	難病指定医	安田 肇	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	内科	五・四・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指	
熊谷 知幸		坂本 義之		石田 晋吾		千葉 大輔		竹内 一仁		菊池 英純		花畑 憲洋	
院形 成外 科眼 科医	院熊 谷眼 科医	タ合 機構 人国 立立 行政 法政 院院	院学 部附 属大 学医	健活 生協 同組 合生 病院	健活 生協 同組 合生 病院	健活 生協 同組 合生 病院	健活 生協 同組 合生 病院	院学 部附 属大 学医		院学 部附 属大 学医		央青 森県 立中 病院	
丁八 目戸 一市 の小 五中 三野 四		町弘 一前 市市 大宇 字富 野	五弘 三前 市市 大宇 字本 町	二弘 二前 市市 大宇 字扇 町	二弘 二前 市市 大宇 字扇 町	二弘 二前 市市 大宇 字扇 町	二弘 二前 市市 大宇 字扇 町	五弘 三前 市市 大宇 字本 町		五弘 三前 市市 大宇 字本 町		丁青 目森 一市 の東 造道 二	
成眼 外科 科、 形	眼科	科消 化器 外	科消 化器 内	科消 化器 内	科消 化器 内	科消 化器 内	科消 化器 内	科消 化器 内	科消 化器 内	科消 化器 内	科消 化器 内	鏡科 部消 化器 内 視	内視 鏡部
〃		六・二〇・一		〃	〃	〃	〃	〃	〃	六・四・一		〃	

変更後	変更前
定難 医病 指	定難 医病 指
菊池 潤	菊池 潤
院む つ総 合病	院む つ総 合病
丁目 二の 八	丁目 二の 八
科脳 神 経 外	科脳 神 経 外
六・三・一	六・三・一

青森県告示第六百五十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和六年十二月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

医難 病指 定	区指 定医 の分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 当 診 療 科 名	指 定 辞 退 年 月 日
奥口 知行		奥口 知行	平川市国民 健康保険 碓ヶ関診療 所	内科	令和 六・二・三 五
			平川市碓ヶ関三 笠山一二〇の一		

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年十二月二十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年十二月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

借借権の設定等を受ける者	借借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所又は所在地
高山 弘樹	三戸郡五戸町 三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三三の一のうち

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四病院局長の項の第十二号中「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第十六条第一項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十二条第一項」に、「同条例第二十二條」を「同法第八十条」に改め、同表運営部長の項の第十六号中「全部又は」を削り、同項の第十七号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、「全部又は」を削り、「第二十条」を「第八十条」に、「同条第三項」を「第八十二条第二項」に、「全部開示しない」を「全部を開示しない」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改め、同表課長等（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）の項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 青森県情報公開条例第十一条の規定による行政文書の全部を開示する旨の決定（同条例第九条の規定に係るものを除く。）に關すること。
十二 個人情報保護に関する法律第八十二条第一項の規定による保有個人情報の全部を開示する旨の決定（同法第八十条の規定に係るものを除く。）に關すること。

別表第四課長等（つくしが丘病院運営室に係るものに限る。）の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 青森県情報公開条例第十一条の規定による行政文書の全部を開示する旨の決定（同条例第九条の規定に係るものを除く。）に關すること。

十一 個人情報保護に関する法律第八十二条第一項の規定による保有個人情報の全部を開示する旨の決定（同法第八十条の規定に係るものを除く。）に關すること。

附 則

この規程は、令和七年一月一日から施行する。

正

誤

令和六・二七 号外第六八号	発行年月日 発行番号									
青森県選挙 管理委員会 委員長告示	区 分									
第八三号	番 号									
一〇一	ペー ジ									
全	段									
表中	行									
記										
<table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">イ 資産 (ア) 借入金</td> </tr> <tr> <td>政治団体の名称 奈良岡史後 援会</td> <td>借 入 先</td> <td>借 入 残 高 (円) 29,800,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奈良岡 史</td> <td></td> </tr> </table>		イ 資産 (ア) 借入金			政治団体の名称 奈良岡史後 援会	借 入 先	借 入 残 高 (円) 29,800,000		奈良岡 史	
イ 資産 (ア) 借入金										
政治団体の名称 奈良岡史後 援会	借 入 先	借 入 残 高 (円) 29,800,000								
	奈良岡 史									
正										
<table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">イ 資産 (ア) 預金又は貯金</td> </tr> <tr> <td>政治団体の名称 奈良岡史後 援会</td> <td>借 入 先</td> <td>借 入 残 高 (円) 29,800,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奈良岡 史</td> <td></td> </tr> </table>		イ 資産 (ア) 預金又は貯金			政治団体の名称 奈良岡史後 援会	借 入 先	借 入 残 高 (円) 29,800,000		奈良岡 史	
イ 資産 (ア) 預金又は貯金										
政治団体の名称 奈良岡史後 援会	借 入 先	借 入 残 高 (円) 29,800,000								
	奈良岡 史									
<table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(イ) 借入金</td> </tr> <tr> <td>政治団体の名称 奈良岡史後 援会</td> <td>借 入 先</td> <td>借 入 残 高 (円) 2,000,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本原燃労働組合政治連盟</td> <td></td> </tr> </table>		(イ) 借入金			政治団体の名称 奈良岡史後 援会	借 入 先	借 入 残 高 (円) 2,000,000		日本原燃労働組合政治連盟	
(イ) 借入金										
政治団体の名称 奈良岡史後 援会	借 入 先	借 入 残 高 (円) 2,000,000								
	日本原燃労働組合政治連盟									

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭